
本編

第3章 生活を支える年金保障

第1節 拡大する年金の比重

年金制度は老後生活を支える中核として大きな役割を有しており,高齢化社会が本格的となるにつれ大きな関心を集めている。

本節では,年金制度の果たしている役割の大きさと,年金制度をめぐる論議について,今後解決すべき課題を併せ考えながらまとめてみる。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第1節 拡大する年金の比重

1 年金の比重は増してきた

我が国の年金制度は、戦前の恩給制度をその始めとし、昭和36年の国民年金制度の発足により、国民皆年金体制が実現した。

年金制度は、幾多の改正によりその充実が図られ、また制度発足以来、時間を経るにつれ年金受給者も増大してきている。

まず、制度の沿革に触れる。現在、「年金の一元化」として大きく論議されている問題を考えるためには、年金制度の沿革についての理解が必要である。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第1節 拡大する年金の比重

1 年金の比重は増してきた

(1) 公的年金制度の沿革

我が国の年金制度の第一歩は、軍人や官吏等公務員を対象とした恩給制度であった。

一般国民を対象とする年金制度としては、昭和17年に工場で働く男子労働者を対象とした労働者年金保険が発足し、その後、昭和19年に女子や事務職員に対象が拡大されるとともに、厚生年金保険と名称が改められた。厚生年金保険は、昭和29年に全面的な改正が行われ、これにより現行制度の原形となるものがつくられた。

また、このころ、特定職域を単位とするグループが、厚生年金保険から離脱して独自の共済組合による年金制度を作るという動きがみられ、昭和29年には私立学校教職員が、昭和34年には農林漁業団体組合の職員が、それぞれ独自の共済組合制度を形成するに至った。国家公務員については、昭和23年に雇用人に対する(旧)国家公務員共済組合が発足した。その後、昭和34年には官吏を対象とする恩給を統合し、現在の国家公務員共済組合として成立した。なお、その間に、昭和31年にはそれまで恩給法と(旧)国家公務員共済組合法の準用を受けていた国鉄、専売公社、電々公社の職員を対象とした公共企業体職員等共済組合が、分離、形成された。また、地方公務員については、恩給法が準用されているものや昭和30年に発足した(旧)市町村職員共済組合法の適用を受けている者もあったが、昭和37年からは地方公務員等共済組合として制度の仕組みが統一された。

一方、被用者以外の農林漁業従事者、自営業者等については、昭和36年に国民年金が発足し、ここにいわゆる「国民皆年金」が実現した。

今日における我が国の公的年金制度は、このように、恩給制度と厚生年金保険制度を源流として、その後いくつかの変遷を経て、現在、民間被用者を対象とする厚生年金保険、船員保険、農林漁業従事者や自営業者等を対象とする国民年金、公務員等を対象とする5つの共済組合の3種8制度から成り立っている。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第1節 拡大する年金の比重

1 年金の比重は増してきた

(2) 年金給付費は増大した

社会保障給付費に占める年金・恩給の割合は、近年著しく増大してきており、また、国民所得に対する比率も増大してきている(序章第1節参照。)。

このように、年金給付費が増大してきたのは、1)国民年金の発足により広く国民一般に年金保障が及ぶようになったこと、2)人口の高齢化の進展、年金制度の成熟化(制度発足時は、保険料を拠出する加入者ばかりだが、時間の経過とともに受給者が出現し、加入者に対する受給権者の割合が次第に大きくなっていることをいう。)により、年金受給者が増大したこと、3)国民皆年金体制が実現して以来、既に20年を経過しており、平均加入期間が伸びることによって高い年金額を受ける者が増大したこと、4)生活水準の向上等に対応して度重なる年金水準の引上げが図られてきたこと等が原因として挙げられよう。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第1節 拡大する年金の比重

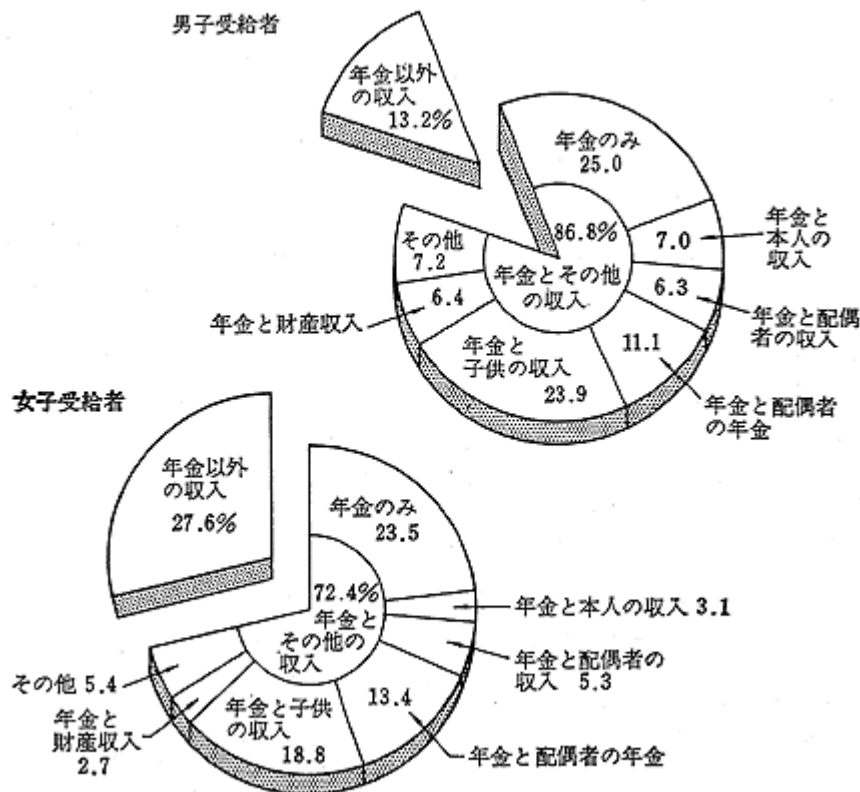
1 年金の比重は増してきた

(3) 年金は老後生活を支える中核となっている

昭和56年の「厚生行政基礎調査」によると、60歳以上の者のいる世帯の88%が年金あるいは恩給を受給している世帯となっている。なお、公的年金の老齢年金・退職年金の支給開始年齢は、共済組合55歳(昭和55年より20年間で段階的に60歳に引上げ)、厚生年金保険60歳、拠出制国民年金65歳、福祉年金70歳である。また、年金が実際に高齢者の生活を支えとしてどの程度の役割を果たしているかについては、厚生年金保険の老齢年金受給者では、男子の87%、女子の72%が年金を生活費の主な収入源の一つとしている。また、被用者と比べて、有形無形の資産を有していると考えられる国民年金の老齢年金受給者についても3割程度の者が年金を生活費の主な収入源の一つとしている。

第3-1図 受給者世帯の収入源別構成割合

第3-1図 受給者世帯の収入源別構成割合
(厚生年金保険)



資料：厚生省年金局「厚生年金保険老齢年金受給者実態調査結果（昭和56年）」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

本編

第3章 生活を支える年金保障

第1節 拡大する年金の比重

2 老後生活を支える公的年金の特徴

老後の生活を支えるための手段としては,公的年金だけではなく,個人の自助努力の一環として位置付けられる私的貯蓄や個人年金があり,また厚生年金基金や適格退職年金等の企業年金もある。

以下,これら公的年金以外の手段と比べ,老後の所得保障の中核である公的年金がどのような機能・特徴を持っているかを考えてみよう。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第1節 拡大する年金の比重

2 老後生活を支える公的年金の特徴

(1) 公的年金の特徴

まず、公的年金の特徴として挙げられるのは、公的年金は、生活水準や物価水準等の社会経済情勢の変動に対応して、年金額を変動し得るという点にある。厚生年金保険と国民年金を例にとると、過去、財政再計算(社会経済情勢の変化に応じて年金制度の財政状況の見直しを定期的に行うこと。)の時期にあわせて、生活水準の向上等を考慮した年金額の引上げが行われてきており、また、昭和48年度からは物価水準の変動に応じて自動的に年金額が改定されるいわゆる物価スライド制度が導入され、逐年、年金額が引き上げられてきている。これは、その後の経済変動に必ずることなく、契約時に定められた年金額が支払われる個人年金等とは異なる公的年金の機能である。

このような機能を公的年金が持ち得るのはなぜだろうか。これは、公的年金は保険料負担等を通じて、現役世代が老後世代を支えるといういわば「世代と世代の支え合い」という仕組みを取り得るからである。個人年金等は基本的に個人の支払った保険料を資金運用しながら積み立て、この積立てに見合った年金を老後に支給するものであり、物価上昇等の経済変動に対応できるという保障はない。一方、公的年金は、年金給付を物価上昇等の経済変動に応じて水準を引き上げる仕組みを、その財政方式を通じて取り得るのである。このような財政方式を取り得るのは、公的年金が、現役世代が当然に加入者となる仕組みを通じて、安定的な保険集団を構成することができ、経済変動に対応した給付を行うために必要な負担を加入者に求めていくこともできるからである。

仮に、公的年金がなかったとすれば、老後生活はすべて私的な努力で支えられなければならない。この場合、平均寿命の伸長やインフレーション等不確実な要素も考慮に入れて貯蓄等を個々人が私的に行っていかなければならないことになるが、すべての者がこの課題に対応することは困難である。公的年金は、先に述べたような機能を通じて、こうした寿命の伸びやインフレーション等のために個人の努力では対応しきれない老後の生活に対して、社会連帯の考え方にに基づき、社会全体でリスクをプールする役割を果たしているものと言えよう。

公的年金の第2の特徴としては、所得再分配効果があげられる。公的年金は、労働に従事し相対的に所得が高い現役世代から、引退し相対的に所得の低い老後世代への弾力的な所得移転が行われるいわば世代間の所得再分配効果を持つ。また、厚生年金保険にみられる世代内の所得再分配効果、国庫負担を通じた所得再分配効果も持っている。厚生年金保険は、保険料が所得比例的な負担となっているのに対して、給付は加入期間のみに比例する定額部分と加入期間と報酬とに比例する報酬比例部分から構成されているため、同じ加入期間の者をとってみても、相対的に所得の低い者に手厚い給付が行われる仕組みとなっている。また、現在、厚生年金保険には原則として給付費の2割、国民年金には同様に3分の1の国庫負担が行われているが、その財源となる租税は所得累進的な性格を有しており、これが年金の給付費にある程度の部分を占めることによって、公的年金に所得再分配効果をもたらしている。このような所得再分配効果も、個人の支払った保険料に比例的な年金給付を行う個人年金等とは異なり、必要に応じた給付を行うという観点をも有する公的年金の持つ特徴である。

厚生白書 (昭和57年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

本編

第3章 生活を支える年金保障

第1節 拡大する年金の比重

2 老後生活を支える公的年金の特徴

(2) 増大する公的年金の役割

今後社会の高齢化が進行していく中で、増大していく高齢者層の生活をどのように支えていくかは国民経済全体として大きな問題となっているが、この中で、中核的な役割は、今後とも公的年金が果たしていくこととなろう。

ことに、老後生活が長くなることが見込まれるので、貯蓄等の自助努力だけで、生活水準や物価の上昇等の経済変動に対応し、安定的な老後生活をおくることは困難であり、また、核家族化や児童数の減少等家族の在り方も変わってきていることから、老後生活を私的扶養にのみゆだねることも困難になりつつある。

このような点を考慮すれば、公的年金の必要性は今後も一層大きいといえる。

ただし、公的年金が、後世代負担や国庫負担という所得移転に大きく依存していることを考えれば、個々人の特別のニーズまで含めた老後生活に必要な費用のすべてを公的年金で賄うことは適当ではない。本格化していく高齢化社会においては、公的年金を中核とし、個々人のニーズに応じ、これに私的貯蓄、個人年金、企業年金等を活用し、これらを組み合わせていくことが必要である。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第1節 拡大する年金の比重

3 年金に関する最近の論議

高齢化社会の進行の中でこれに対する適切な対応の必要性が様々な分野でますます高まるにつれて、老後の所得保障の中核として比重を増す年金制度についても種々の論議がなされ、各種審議会においても提言、意見等が出されている。

今後の年金制度の在り方については、最近では、社会保障長期展望懇談会(厚生大臣の私的諮問機関)や臨時行政調査会(第2次)等から提言等が行われた。また、年金問題が総合的に検討されたものとしては、昭和54年に年金制度基本構想懇談会(厚生大臣の私的諮問機関)から出された「わが国年金制度の改革の方向」と題する報告等がある。この他にも、社会保障制度審議会等公的機関や私的機関を通じて、様々な年金制度に関する論議がなされている。

これら各種審議会等において行われている論議は、多岐にわたっているが、内容を大きく2つに分けることができる。第1は、今後の年金制度について、適正な給付水準をどのように定め、これと負担との均衡をどのように図るかという問題であり、第2は、現在分立している各年金制度を、一元化の方向に向けて改革していくという問題である。

まず、給付水準と負担との問題については、それぞれニュアンスの違いはあるものの、高齢化社会の中で老後保障の中核としての役割を十分果たし得る安定的な年金制度とするために、年金受給者とこれを支える現役勤労者の生活水準のバランス等を総合的に考慮し、制度の見直しを行う必要があるという点に論議を集約できる。

また、年金制度を一元化の方向に向けて改革していく問題については、現行の制度分立に伴い生じているとされる、制度間の合理的でない格差や保険集団の安定性等の問題が指摘されており、これらの問題の解決のため制度を一元化すべきであるとの意見が示されている。

年金は世代と世代の支え合い



年金は世代と世代の支え合い

本編
第3章 生活を支える年金保障
第2節 年金制度の現状

本節では,加入状況,受給状況,財政状況等現在の年金制度の状況についてまとめてみよう。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第2節 年金制度の現状

1 加入及び受給の状況

我が国の公的年金制度は、現在、1)民間被用者を対象とする厚生年金保険、船員保険、2)自営業老、農林漁業従事者等を対象とする国民年金、3)公務員等を対象とする5つの共済組合(国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合)の3種8つの制度から成り立っている。

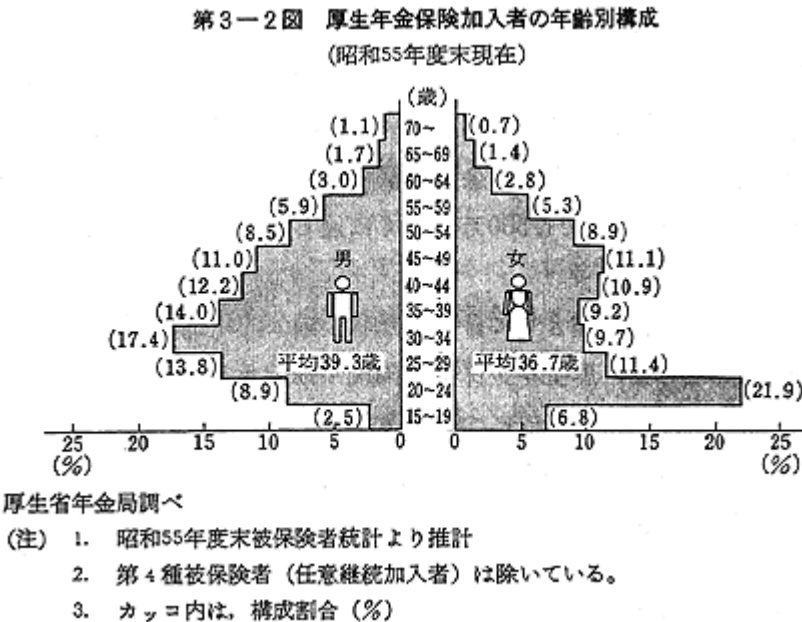
これら公的年金制度の全加入者数は、約5,900万人(昭和56年3月末)に達しているが、そのうち、厚生年金保険の加入者が約2,500万人、国民年金の加入者が約2,800万人となっており、この2つの制度で公的年金制度加入者全体の9割を占めている。

また、公的年金各制度から何らかの年金を受けている者は約1,600万人(昭和56年3月末)に達しているが、そのうち厚生年金保険が約470万人、国民年金(拠出制国民年金及び福祉年金)が約1,000万人となっており、この2つの制度で1,500万人近くに達し、公的年金制度全体の9割を占めている。

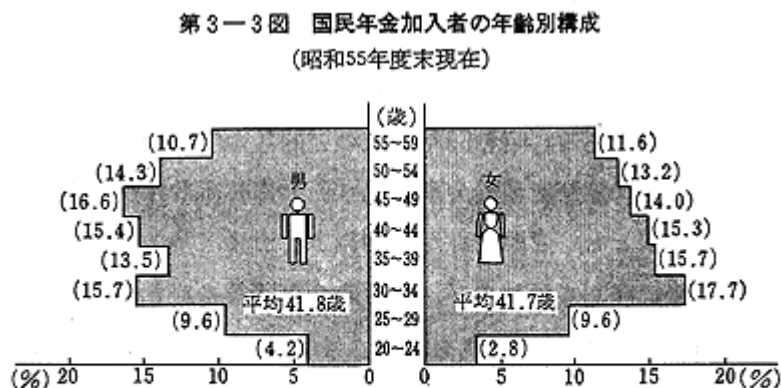
これによっても、3種8つに分立した我が国公的年金制度の中で、その大宗を占めるのが、厚生年金保険と国民年金であることがわかる。

次に、加入者の年齢別構成についてみると、厚生年金保険については第3-2図、国民年金については第3-3図のようになっている。この加入者の年齢別構成は、我が国全体の人口構造の影響を大きく受けており、若い加入者が相対的に少なくなっている。また、第3-2図や第3-3図にみるような人口構造にしたがって、現在、相対的に大きなウェイトを占めている中高年齢層の加入者が今後逐次年金受給者となっていくことになる。

第3-2図 厚生年金保険加入者の年齢別構成



第3-3図 国民年金加入者の年齢別構成



厚生省年金局調べ

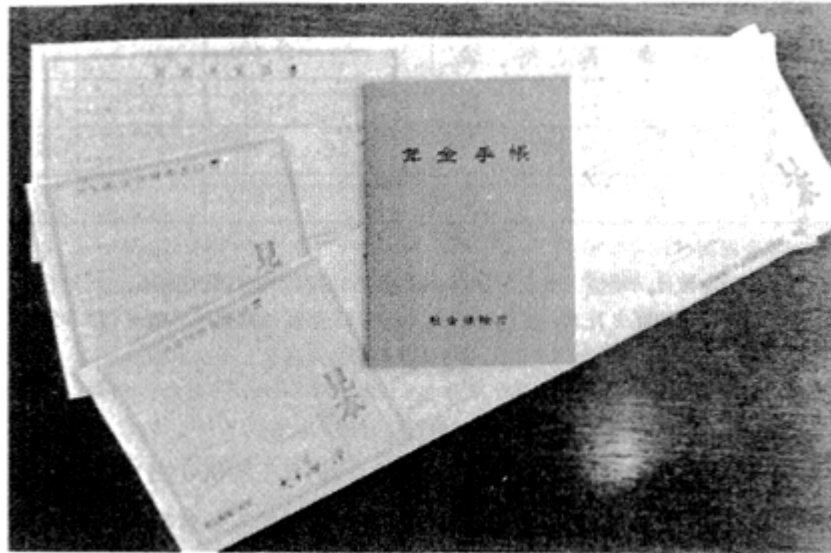
- (注) 1. 昭和55年度末被保険者統計より推計
2. カッコ内は、構成割合 (%)

また、年金制度による給付には、老齢年金等の老齢給付のほかに障害給付、遺族給付がある。昭和55年度末の公的年金制度全体についてみると(総理府社会保障制度審議会事務局「社会保障統計年報」による。),受給者、給付額とも、老齢給付が7割以上を占め、年金給付の中心となっている。後に詳しく触れるが、厚生年金保険等のいわゆる被用者年金(国民年金以外の公的年金制度をいう。)は、世帯単位で給付設計がなされており、老齢年金を受給していた夫が死亡した場合、その妻に遺族年金が支給されることにたっている。この場合の遺族年金は、実質的に受給者の老後生活を支えており、この点では老齢年金等の老齢給付と同じ役割を果たしている。

次に、老齢年金の支給開始年齢についてみてみよう。厚生年金保険の場合は、原則として男子60歳、女子55歳となっている。厚生年金保険は、原則として退職してはじめて老齢年金が支給される(ただし、引き続き在職していても、報酬が低い場合等には、老齢年金が支給される。)ため、実際の支給開始年齢は、昭和56年9月末の新規裁定老(退職者)の平均では男子61.6歳、女子57.8歳となっている。

国民年金の支給開始年齢は、原則として65歳であるが、本人の希望により60歳から64歳までの間に減額した年金を繰り上げて受けることもでき、また、66歳から70歳までの間で増額した年金を繰り下げて受けることもできる。現実には半分以上の者が繰上げ支給を受けている一方、繰下げ支給を受ける者はほとんどない。

年金手帳と年金証書



年金手帳と年金証書 年金手帳には年金制度加入の状況が記録され、年金証書は年金受給の権利を証する。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第2節 年金制度の現状

2 給付水準と負担

(1) 給付水準はどの程度か

現在,実際に支給されている厚生年金保険,国民年金の年金額の水準は,第3-1表のようになっている。

第3-1表 現在の年金額の水準

第3-1表 現在の年金額の水準

(月額：円)

				昭 和 55 年 度 (財政再計算時点)	昭 和 57 年 度
厚生年金保険	老 齢 年 金	平	均	100,674 (昭和56年3月末)	108,331 (昭和57年3月末)
		モ デ ル 年 金		136,050	150,817
	障 害 年 金 (最低保障)			41,800	46,900
	遺族年金 (2子有子最低保障)			69,300	74,400
	国 民 年 金	老 齢 年 金	平	均	22,399 (昭和56年3月末)
10			年 年 金	26,550	29,792
5			年 年 金	22,600	25,358
25			年 加 入	42,000	47,125
老 齢 福 祉 年 金			22,500	25,100	
障 害 年 金		1	級	52,250	58,625
		2	級	41,800	46,900
母 子 年 金			56,800	61,900	

厚生省年金局調べ
(注) 昭和57年度は,物価スライド(スライド率 1.122)後の額である。ただし,「平均」は,昭和57年3月末の数値であり,昭和57年度の物価スライド(4.0%)は反映されていない。

厚生年金保険の老齢年金額は,平均で月額10万8,000円(昭和57年3月末)となっており,これは現役労働者のボーナスも含めた賃金の44%程度に相当する。制度の年金水準を見る上で一つの目安となるものに,モデル年金(注)がある。昭和57年度のスライド後のこの額は月額15万円(妻の加給年金額を含む。)に達している。

(注) モデル年金とは,制度改正後に退職して新たに老齢年金を受けることとなる20年以上加入の平均的な男子加入者(夫婦)の年金である。

この厚生年金保険の年金水準は平均年金額で比べても、欧米諸国と遜色のないものとなっている。

国民年金(拠出制)の老齢年金額は、平均で月額約2万4,000円(昭和57年3月末)となっており、したがって、夫婦では月額5万円程度とたる。このように低い年金額となっているのは、国民年金(拠出制)は、昭和36年の制度発足以来未だ日浅く、現在実際に支給されている年金は、すべて本来であれば25年必要な資格期間を5年とか10年に短縮された5年年金、10年年金といった経過的な年金とたっていることによるほか、繰上げ支給(注)により減額された年金を受けている者が多いことによっても、影響を受けている。

(注) 繰上げ支給については、本来の支給開始年齢は65歳だが、例えば60歳から支給を希望すると、年金額の42%が減額された老齢年金が支給される。

第3-2表 年金給付水準

第3-2表 年金給付水準 (国際比較)

国 名	西 ド イ ツ	スウェーデン	イ ギ リ ス	ア メ リ カ	日 本
制 度 名	労働者年金 職員年金	国民保険	国民保険	OASDI (老齢遺族障害 保険)	厚生年金保険
対 象 者	工場労働者(ブルーカラー) 職員(ホワイトカラー)	一般国民	一般国民	一般国民	一般被用者
老齢年金 額(月額)	<1981年1月> 労働者年金・職 員年金の平均 115,431円 労働者年金 98,977円 職員年金 147,030円	<1980年10月> 夫婦 111,487円	<1980年11月> 夫婦 99,583円	<1980年12月> 全受給者平均 夫婦 116,413円	<1981年9月> 全受給者平均 108,000円
平均賃金 (製造業・ 月額)	<1979年> 268,412円	<1979年> 241,235円	<1979年> 198,589円	<1979年> 256,087円	<1980年> 244,571円
老齢年金 額/平均 賃金	41.2%	44.1%	44.2%	43.9%	44.2%

厚生省年金局調べ

- (注) 1. 各国の賃金は ILO "Yearbook of Labour Statistics" による。日本は、労働省「毎月勤労統計調査」の製造業(30人以上)現金給与総額(ボーナスを含む)の年平均値。
2. 老齢年金額/平均賃金は換算前の各国通貨建てによる。円換算は IMF "International Financial Statistics" の各年平均による。
3. スウェーデンについては、基礎年金の他に、1960年に付加年金が設けられており、1979年1月において平均年金額(月額)は53,523円(1,047.0クローネ)となっている。なお、1979年において基礎年金受給者の53%が受給している。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第2節 年金制度の現状

2 給付水準と負担

(2) 拠出水準はどの程度か

厚生年金保険の保険料率は、逐次、引上げが図られてきており、昭和55年の改正により、現在、一般男子(第一種被保険者)は標準報酬月額106/1,000、女子(第二種被保険者)91/1,000となっている。なお、女子の保険料率は昭和56年以降毎年1/1,000ずつ引き上げられており、長期的に男子との差を解消することとしている。厚生年金保険の保険料は、使用者と被保険者とで折半することとされているので、本人の負担は、男子53/1,000、女子45.5/1,000である。これを平均的な男子加入者(昭和57年3月末の一般男子の標準報酬月額の平均は約23万円)についてみると、月々1万2,000円程度の保険料を支払っていることになる。

国民年金の保険料は、定額であり、昭和57年4月以降、月額5,220円である。この保険料額は、昭和56年以降段階的に引上げ(56年度から60年度までは毎年350円づつ)が図られつつあり、また、その間に年金額の物価スライドが行われた場合には、追加的に必要となる費用を賄うため、物価スライド率に応じた保険料額の引上げが行われることとなっている(ちなみに、昭和58年度の保険料額は、昭和55年改正時で予定されていた月額5,200円に、それ以降の物価上昇に対応する昭和57年度の物価スライド率1.122を乗じた月額5,830円である。)。

次に、これらの保険料に国庫負担(厚生年金保険は原則として給付費の2割、国民年金は原則として給付費の3分の1)及び積立金の利子を加えた収入と給付費との単年度収支をみると、厚生年金保険、国民年金とも、毎年度黒字となっている。特に成熟化が相対的に進んでおらず加入者に対して受給者の少ない厚生年金保険に関しては、毎年度4兆円程度が単年度収支の黒字として生じている。

しかし、年金制度においては、単年度の収支バランスよりも、長期的な観点からの財政の収支バランスがより大きな意味を持っている。我が国の年金制度は、その歴史が比較的浅く、受給者数の加入者数に対する比率が低い点で未だ成熟化の途上にあるといえる。そのため現在の財政方式の下では、成熟化過程においてある程度の積立金を持つことになるが、制度の成熟化に伴って給付費が増大し、保険料を段階的に引き上げつつ、次第に賦課方式(注)に移行していくものと見込まれている。

(注) 賦課方式とは、将来の給付のための積立金を保有せず、一定期間内に支払うべき給付に要する費用をその期間内の保険料拠出等で賄う財政方式である。

このような将来における負担の増大を念頭において、長期的な収支バランスから、現在の保険料の水準を考察するため、「平準保険料」という考え方がある。「平準保険料」とは、物価スライド等の給付水準の変化や保険料の算定の基礎となる標準報酬月額に影響を与える賃金水準の変化がないものと仮定し、今後の受給者の増大や加入年数の伸びによる個々の年金額の増大を考慮したうえで、必要な総給付費を賄うための負担を、現在から将来にかけて一定不変にらした保険料である。

この平準保険料は、昭和55年財政再計算結果によると厚生年金保険は、一般男子191/1,000、女子264/1,000となっており、国民年金は月額7,925円となっている。この平準保険料に対する実際に拠出されている保険料の割合は、厚生年金保険では、一般男子5割、女子4割となり、また国民年金では5割となる。

平準保険料とは、現在から将来にわたって一定不変の保険料であることから、現在の加入者と将来の加入者

との公平,いいかえれば現在から将来にわたっての世代間の公平,均等の負担を表わす一つの指標であると言える。しかし,高齢化が進行しつつある段階で現在の保険料を平準保険料まで一挙に引き上げることは,適当とは言えない。人口の高齢化の進展とともに現在と将来の世代間で著しい不公平がないよう長期的,段階的に保険料を引き上げていくことが適当と考えられる。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第2節 年金制度の現状

3 年金財政の現状と将来

ここでは、年金財政の現状とその将来見通しについて述べるが、年金財政、収支バランスについて重要なのは、単年度のそれではなく、より長期的なものである。なお、以下に述べる将来見通しについては、昭和55年の財政再計算の際に行われた将来推計(現在のところ最も新しい推計である。)によるが、この推計は、後述するように、現在30年程度の加入年数を有する者を念頭に置いて設計されている年金水準をそのまま40年程度に伸ばすことなどいくつかの仮定のもとに試算されたものであることに留意する必要がある。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第2節 年金制度の現状

3 年金財政の現状と将来

(1) 最近の財政状況

厚生年金保険及び国民年金とも現在のところ単年度収支は、黒字であり、積立金が増大する過程にある。ただし、国民年金は、制度発足は新しいものの、資格期間の短縮等の措置により、厚生年金保険より成熟化が進んでおり、また、給付改善の幅に比べて保険料の引上げ幅が小さかったため、積立金の保有高もまたその増加額も小さいものとなっている。国民年金は、厚生年金保険に比べて、より賦課方式に近い姿となっている。

また、公的年金全体の財政状況についてみると、成熟度の低い私立学校教職員共済組合等は、当然ながら現在のところ単年度の収支状況は黒字が目立つものとなっている。また、国鉄共済を含む公共企業体職員等共済組合は、成熟度が高くなっている。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第2節 年金制度の現状

3 年金財政の現状と将来

(2) 財政の将来見通し

年金財政の問題は、長期的な観点からみる必要があるが、今後の年金財政に最も大きな影響を与えるのが人口の高齢化と制度自体の成熟化である。

第3-3表 保険料と平準保険料の比較

第 3 - 3 表 保険料と平準保険料の比較						
(厚生年金保険)						
改正時期	一 般 男 子			女 子		
	平準保険料率 A	保険料率 B	割合 B / A	平準保険料率 A	保険料率 B	割合 B / A
昭和55年	19.1% (55年4月)	10.6% (55年10月)	55.5%	26.4% (55年4月)	8.9% (55年10月)	33.7%
51	13.9	9.1	65.5	20.0	7.3	36.5
48	10.5	7.6	72.4	13.9	5.8	41.7
44	8.5	6.2	72.9	6.4	4.6	71.9
40	6.9	5.5	79.7	5.3	3.9	73.6
35	4.4	3.5	79.5	3.1	3.0	96.8
29	4.1	3.0	73.2	3.0	3.0	100.0

(国民年金)			
改正時期	平準保険料 A	保 険 料 B	割 合 B / A
昭和55年	7,925円 (55年4月)	4,500円 (56年4月)	56.8%
51	5,040 (51年9月)	2,200 (52年4月)	43.7
48	2,661	900	33.8
44	852	450	52.8
41	403	20歳~34歳 200	49.6
		35歳以上 250	62.0
36 (創設)	128	20歳~34歳 100	78.1
		35歳以上 150	117.2

厚生省年金局調べ

将来の年金受給者数は今後急速に増大し、年金制度の中心的な給付である老齢年金の受給者数でみると、昭和100年で、厚生年金保険については現在の約6倍、国民年金については現在の約1.7倍に達するものと見込まれている。国民年金の老齢年金の受給者数の伸びが、厚生年金保険に比べて著しく小さいのは、国民年金においては、制度発足当時比較的高齢であった者には25年間という本来の老齢年金の資格期間を短縮する

等の成熟化措置を採り,厚生年金保険に比べ受給者が比較的早くから発生してきたためである。

また,給付費総額も増大し,昭和55年価格で比べてみると,昭和100年で,厚生年金保険については現在の約10倍(老齢年金は約8倍),国民年金については現在の約4倍(老齢年金は約3倍)になるものと見込まれている。

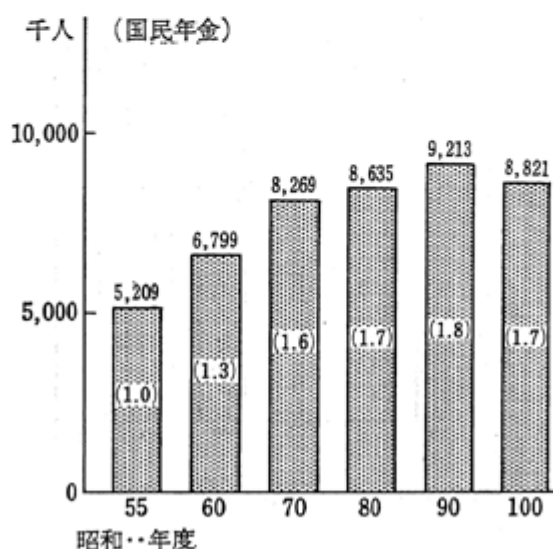
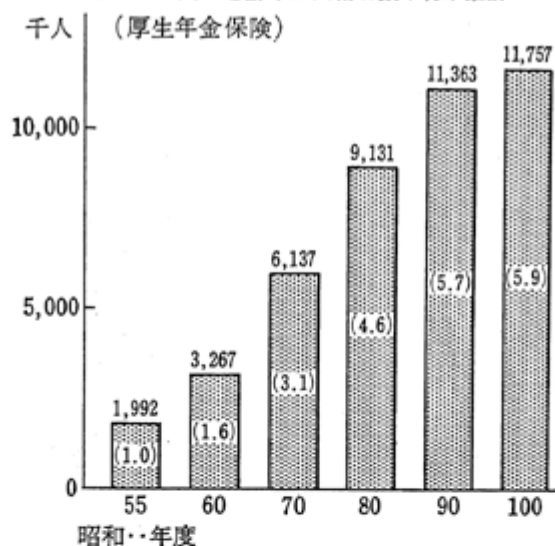
受給者数の伸びに比して給付費の伸び方が大きいのは,今後の受給者は加入年数が長くなり,これに応じて個々の年金額も現在より増大するためである。とりわけ,国民年金では老齢年金受給者数の伸びは約1.7倍であるのに対し,老齢年金給付費は約3倍となっている。

一方,これらの急増する給付費を支える加入者数は,それほど増加せず,特に国民年金ではほぼ横ばいの状態が続くと予測され,したがって老齢年金受給者数の加入者数に対する割合(成熟度)は,今後,増大していくことになる。

これまで概観してきたように,年金給付費は大きく増大し,一方それを支える加入者数はそれほど伸びないため,加入者の負担する保険料も増大していかざるを得ない。それでは,将来にわたって年金財政はどのように変化し,また,保険料負担はどの程度となるのであろうか。昭和55年の財政再計算の際に行われた将来推計によれば,現行の制度の仕組みをそのまま維持していくという前提の下では,おおむね次のようになると予測されている。

第3-4図 老齢年金受給者数の将来推計

第3-4図 老齢年金受給者数の将来推計



資料：厚生省年金局「昭和55年財政再計算結果」

(注) 1. 昭和55年度末の老齢年金受給者の実績は、厚生年金保険 2,023 千人、国民年金 5,324 千人である。

2. カッコ内は、昭和55年度に対する比率

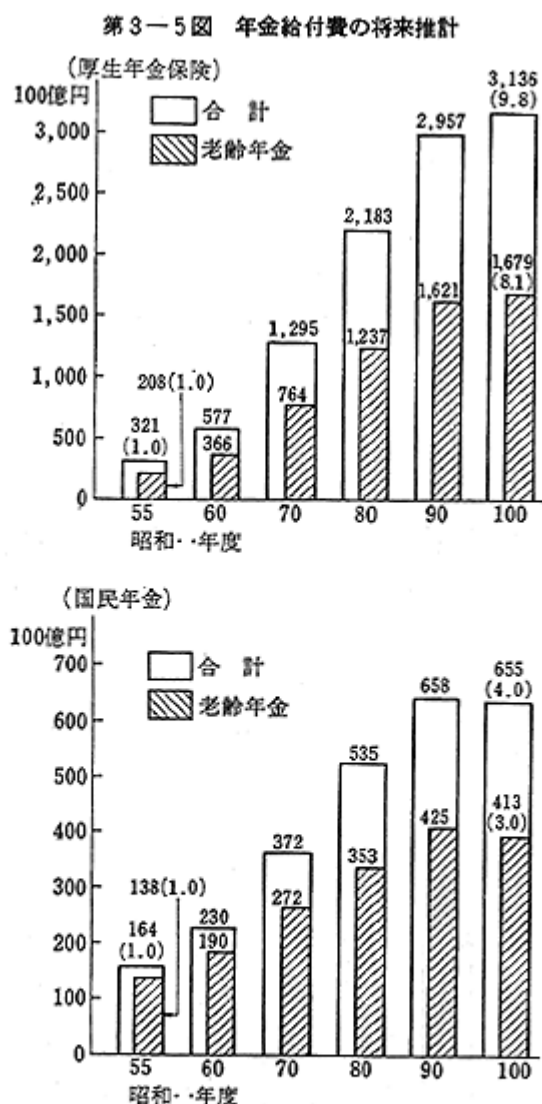
厚生年金保険については、昭和55年以降保険料率を5年毎に18/1,000ずつ引き上げていったと仮定した場合、昭和70年代前半には単年度の収支バランスがマイナスとなり、昭和80年代前半から賦課方式に移行する。この場合、保険料率は、男子を例にとると現在の106/1,000(昭和55年改正後)から、昭和80年ごろには200/1,000程度となり、成熟化が安定する昭和100年ごろには、350/1,000程度となるものと見込まれている。

また、国民年金については、現在保有している積立金の規模が小さく、また、被保険者数が今後大きく増加することは見込まれないこと等を考慮すると、長期的・段階的に保険料を引き上げていくことが必要であり、その保険料は最終的には昭和100年で、15,000円(昭和55年価格)程度となるものと見込まれている。

以上、昭和55年財政再計算試算に準拠して概観してきたが、これについては、次の点に留意する必要がある。

すなわち、この試算は、物価水準や積立金の運用収入の見通しも含めいくつかの仮定に基づいているという点である。その中でも最大の仮定は、「現行の給付設計をこのまま維持するものとすれば」というものである。厚生年金保険を例にとれば、現行の制度においては、年金額と加入期間はほぼ完全に比例する仕組みとなっており、現在は30年加入を標準的な加入期間と考えて年金水準を設計しているが、この試算では、給付費について、将来、加入期間が40年程度に伸長していく場合にも年金額をそのままその期間の伸びに応じて増大させていくということが仮定されている。また、保険料負担についても、給付費についてのこの仮定に基づいて試算されているのである。

第3-5図 年金給付費の将来推計



資料：厚生省年金局「昭和55年財政再計算結果」

(注)

1. 昭和55年度価格である。
2. 国民年金には、附加年金を含まない。
3. 厚生年金保険には支給停止額及び週及支払額を含まない。
4. 昭和55年度末給付費の実績は、厚生年金保険36,557億円(老齢年金24,382億円)、国民年金16,693億円(老齢年金14,126億円)である。
5. 昭和100年度のカッコ内は昭和55年度に対する比率である。

このように、昭和55年財政再計算における将来推計は、現行制度の給付設計をそのまま維持していくと仮定した場合の将来の姿を予測したものであり、今後年金制度がこの推計通りに推移していくことを意味するものではない。そもそもこれは、将来に向けて現行制度をいかに見直していくべきかを判断するための分析資料としての性格を有するものに他ならない。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

第1節,第2節を通じて,公的年金制度の果たす役割,年金制度の現状及び将来の問題について述べてきた。本節では,これらの考察をもとに,今後年金制度がどのようにあるべきか,年金制度による老後保障の課題について整理してみよう。

厚生省では,現在,昭和59年の改正を目標に,年金制度の改革に向けて,本格的な検討を進めている。本節で述べているのは,来たるべき制度改革に際しての厚生省の現在の基本的考え方である。

また,制度改革に際しては,今後の年金制度の在り方について広く各界から意見を聴く機会を設ける等,国民世論の動向を踏まえ,改革を進めていくこととしている。

更に,今後の年金制度の課題として,年金業務処理の改善や国際化時代への対応について述べるほか,公的年金制度とともに老後保障を支えていくことが期待されている企業年金についても触れることにする。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

1 同時に進む人口高齢化と制度自体の成熟化

年金制度が将来直面する大きな問題は、人口の高齢化と加入年数の伸びによる個々の年金額の増大である。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

1 同時に進む人口高齢化と制度自体の成熟化

(1) 人口の高齢化

第3-4表は、最近の平均余命と20年前のそれとを比較したものであるが、これからもわかるように老後生活の期間は、60歳でみると、男子は18年、女子は22年と急速に伸び、また、今後もなおある程度伸びるものと見込まれる。

このような平均寿命の伸びと出生率の低下等により、我が国の人口高齢化は、欧米諸国のいずれもが経験したことがない程急速に進行していくものと予想されている。

第3-4表 平均余命の推移

第 3 - 4 表 平均余命の推移					
(単位：年)					
	0 歳	20 歳	55 歳	60 歳	65 歳
昭 和 36 年					
男	66.03	49.58	18.78	15.17	11.88
女	70.79	53.72	21.93	17.90	14.10
昭 和 56 年					
男	73.79	54.95	22.68	18.64	14.85
女	79.13	60.00	26.59	22.16	17.93

資料：厚生省統計情報部「昭和56年簡易生命表」

第3-5表 人口高齢化速度

第 3 - 5 表 人口高齢化速度（国際比較）			
	65歳以上の人口比率の到達年次		所 要 年 数
	7 %	14 %	
日 本	1970年	1996年	26年
フ ラ ン ス	1865	1980	115
西 ド イ ツ	1930	1975	45
スウェーデン	1890	1975	85
イ ギ リ ス	1930	1975	45
ア メ リ カ	1945	2020	75

厚生省政策課調査室調べ

(注) 年次は日本を除いて5年単位である。

年金制度は、第1節で述べたように、現役世代が老後世代を支えることにより成り立っていることから、制度

の在り方は現役世代と老後世代の比率すなわち人口の年齢構成に大きく左右されることになる。老齢人口(65歳以上とする。)の総人口に対する割合は、昭和55年現在9.1%であるが、高齢化のピークを迎える30年後から40年後には、20%を超えるものと予想されている。一方、現役の勤労者として社会を支え、また、年金制度を支える中心となっている20歳から59歳の年齢層についてみると、現在(昭和55年)、総人口に対する割合は56.5%であるが、21世紀に入ると漸次減少し、昭和85年には、49.8%と総人口の半数を割り、その後は半数に満たない状況で推移すると見込まれている。このため1人の老人を支える現役の者は、現在の6.2人から昭和100年には、2.3人に減少し、したがって現役世代の1人当たりの負担は増大せざるを得ないことになる。

各年金制度はそれぞれ加入対象者を異にするため、就業構造の変化等により、加入者数が影響を受ける等程度の差はあるものの、我が国全体の人口構造が高齢化することから、年金制度加入者の負担の増大は各年金制度とも避けられない傾向である。したがって、人口高齢化がピークに達する30年後から40年後においても、年金制度が健全かつ安定的に機能するよう、各年金制度とも制度の見直しを図ることが肝要である。

第3-6表 年齢区分別人口数

年齢 年次	総 数	0～19歳	20～59歳	20～64歳	60～64歳	65歳以上
	千人	千人	千人	千人	千人	千人
昭和30年(1955)	90,077	38,832	43,440	46,458	2,518	4,786
55 (1980)	117,060	35,779	66,097	70,562	4,465	10,647
60 (1985)	120,301	34,671	68,030	73,432	5,402	12,198
70 (1995)	125,383	29,927	70,950	78,375	7,425	17,082
80 (2005)	130,008	30,735	68,736	77,045	8,309	22,228
90 (2015)	129,332	30,716	63,185	71,304	8,119	27,311
100 (2025)	127,184	29,264	63,505	70,841	7,336	27,079

厚生省年金局調べ

(注) 昭和55年以前は「国勢調査」。昭和60年以降は厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」(昭和56年11月推計)における中位推計値を基礎とした。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

1 同時に進む人口高齢化と制度自体の成熟化

(2) 進む制度の成熟化

人口の高齢化とともに、年金制度自体も制度発足より時間を経るにつれ成熟化し、年金受給者数も増大し、その加入年数が伸長することにより個々の年金額も高くなる。

厚生年金保険は、成熟度(老齢年金受給権者数/被保険者数)がピークに達する昭和95年ごろと比較すると現在の成熟度は、まだ5分の1程度に過ぎない。これは諸外国の年金制度の現在の状況と比較しても、非常に「若い制度」であるといえる。

加入年数については、厚生年金保険、国民年金とも伸び、とりわけ国民年金については、急速に伸長していくことが予想されている。就労の形態が変わり年金制度が変わっても、通算老齢年金が支給されることを考慮すれば、将来は、誰もが40年程度ないし、それ以上公的年金制度に加入することとなると考えられる。このことは、将来の40年程度の加入期間を有する者を念頭において給付設計をしなければならないことを意味する。

将来の年金制度について、約3人で1人を支えるという高い成熟度と40年程度の加入期間を反映した年金額という状況を十分配慮し、高齢化社会に適合したものとなるよう検討されねばならない。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

1 同時に進む人口高齢化と制度自体の成熟化

(3) 高齢化社会に適合した年金制度—公平性の確保

以上のように、人口の高齢化、制度の成熟化が進行していくなかで、公的年金が健全かつ安定的に機能していくためには、公平性の確保を基本的前提として改革を進めていくことが必要である。

年金制度は、長期にわたる拠出と給付を内容とするものであり、その基盤とするところは国民の社会連帯である。したがって、仮に公平性が損なわれ、国民の制度に寄せる信頼感が揺らぐようなことがあれば、制度存立の基盤が危うくなることになる。

「公平性」には二つの面がある。一つは、制度に加入している現役の勤労世代、あるいは年金を受給している老齢世代といった同一の世代内での公平であり、制度一元化問題や、制度間格差の問題、婦人の年金権、重複給付の調整の問題は、このような同一世代内の公平性の確保という観点から整理する必要がある。

もう一つは、制度を支える現役勤労世代と年金を受給する老齢世代とのバランス、すなわち、前後の世代間の公平性である。次に述べる給付と負担の問題は、現役の生活水準や負担と構造的給付水準とのバランスの問題であり、世代間の公平という観点からその見直しを要するものである。なお世代間の負担の公平性を論ずるに際し、「今の老後世代が若い頃は保険料負担は非常に小さかった。その世代が今の若い世代のより高くなった保険料や税金によって高水準の年金を享受しているのは不公平ではないか」ということが指摘されているが、これに対しては、「今の老後世代が若い頃には、年金制度の給付も十分ではなく、その分だけ老親扶養を私的に相当程度負担してきた」という視点も忘れてはならない。

第3-7表 成熟度

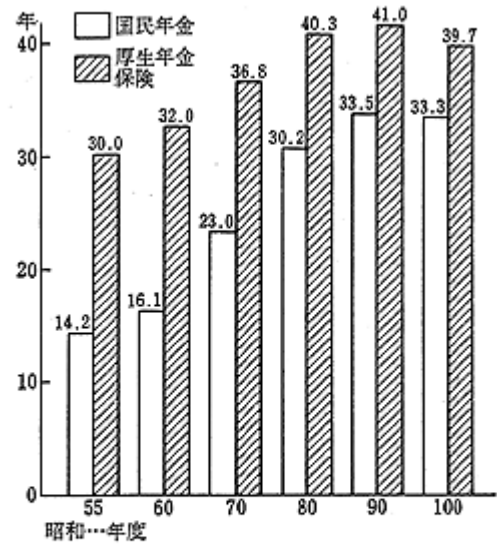
第3-7表 成熟度 (国際比較)

	被保険者 数 A	受給者数 B	成熟度 B/A	備 考
	万人	万人	%	
西 ド イ ツ	2,072.4 (1979.4)	584.3 (1980.1)	28.2	労働者年金と職員年金 A 強制被保険者数 B 老齢年金受給者数
スウェーデン	420.9 (1978)	131.5 (1978.1)	31.2	国民保険 (基礎年金) A 労働力人口 B 老齢年金受給者数
イギリス (1977)	2,419.4	493.1	20.4	国民保険 A 年平均拠出者数 B 退職年金受給権者数
アメリカ (1977)	8,483.5	1,783.2	21.0	OASDI (老齢遺族障害保険) A 被保険者数 (年間平均) B 受給者数—退職者
フランス (1977)	1,298.0	381.5	29.4	一般制度 (非農業被用者) A 被保険者数 B 老齢給付受給者数
日本 (1981.3)	5,904.6	859.3 万人 (1,212.9)	14.6 (20.5)	公的年金制度 A 被保険者数と組合員数 B 老齢 (退職) 年金受給権者数 (通 算老齢年金、福祉年金及び恩給受給 者を除くカッコ内は福祉年金を含 む。)
厚生年金保 険 (1981.9)	2,582.2	212.4	8.2	A 被保険者数 B 老齢年金受給権者数 (通算老齢年 金を除く。)
国民年金 (拠出制) (1981.9)	2,751.3	542.2	19.7	A 被保険者数 B 拠出制老齢年金受給権者数 (通算 老齢年金を除く。)

厚生省年金局調べ

第3-6図 老齢年金受給者の加入年数の将来推計

第3-6図 老齢年金受給者の加入年数の将来推計



厚生省年金局調べ

- (注) 1. 国民年金は、既裁定男子の平均加入期間（5年年金、10年年金を除く）
2. 厚生年金保険は、20年以上男子の新規裁定者の平均加入期間

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

2 給付水準の見直しの視点

ここでは、高齢化社会に適合した年金制度とするためには、どのような方向で給付水準を見直していけばよいか考えてみたい。我が国が高齢化社会のピークを迎えるのは、今から30年から40年後のことであるが、年金制度は長期的なものであり、また社会的重要性が大きく急激な変化は好ましくないことから、現在からその制度の見直しに着手していくことが必要である。

また、その際留意すべきことは、給付水準として問題となるのは、現在実際に支給されている年金額の水準ではなく、将来発生することにたる加入年数の長いしたがって現在よりも高い年金額の水準であるということである。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

2 給付水準の見直しの視点

(1) 現実に支給されている年金額の水準

第2節で述べたように、現在、厚生年金保険のモデル年金や平均年金額の水準は、相当なものとなっており、制度が既に成熟している欧米諸国と比較してもそんな色のないものとなっている。

現在の厚生年金保険の年金額は、昭和55年の財政再計算時に設定された給付水準、給付設計に基づいている(実際に支給されている年金額は、その後の物価上昇率に応じた引上げが行われている。)。この昭和55年財政再計算時の給付水準を、制度の標準的な年金であるモデル年金(注)についてみると、その年金額(妻の加給年金額を含む。)は月額約13万6,000円となっている(金額はいずれも昭和55年財政再計算時の数値)。この13万6,000円という年金額は、当時の現役の加入者(男子)の報酬月額(約20万円)の約68%に達している。財政再計算に当たっての給付水準の設計については、'昭和48年の財政再計算以降、モデル年金の年金額が、現役加入者の報酬月額の6割程度になることを目途とする旨の意見が社会保険審議会から出されてきている。この6割を目途とするという考え方は現役加入者が報酬月額以外にボーナス等の収入があることを考慮しても、他方における税や社会保険料負担、扶養すべき子供の存在も考慮すれば、老後世代と現役世代のバランスという観点からの、一つのあるべき水準の目途となるものと思われる。なおILO128号条約は、30年拠出した場合に従前所得の45%の給付を確保することを定めているが、この従前所得の45%という水準は、ボーナス等を除く標準報酬ベースに換算すると6割程度となる。

(注) モデル年金の報酬比例部分の計算の基礎となる平均標準報酬月額(過去の報酬は現在の賃金水準を基に再計画された後平均される)は約20万円、加入年数は30年となっている。

$$2,050円 \times 30年 + 198,500円 \times 10/1000 \times 30年 + 15,000円 = \text{月額} 136,050円$$

厚生年金保険の現在の受給者の中には、加入年数が短い者も多く、したがって、平均年金額は月額10万8,000円程度となっている。また、国民年金については、すべて経過的な期間短縮年金であること等もあり、老齢年金の平均年金額は、月額24,000円程度であり、平均年金額を受けている夫婦については、月額5万円程度となっている。

このような現に支給されている年金額の水準については、現役世代とのバランスを失するほど過大なものであると考えることはできない。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

2 給付水準の見直しの視点

(2) 制度が成熟した段階における年金額の水準

先に述べたように、今後、加入年数は伸長し、将来一般的には40年程度は年金制度に加入することになるだろうが、現在の各公的年金制度における給付の設計の仕方は、ほぼ完全な年数比例制であることから、年金制度への加入年数が伸びれば今後とも年金額は比例的に伸びていくことになる。

現在、厚生年金保険の老齢年金を新たに受ける男子の標準的加入年数は30年程度であるが、就業構造の変化により、制度加入時に中高齢であったこと等により加入期間が短い者をも含めた全受給者の平均加入年数は、24年弱である。また、国民年金は制度発足以来21年しか経ておらず、繰上げ支給でない65歳からの受給者で最長の加入年数を持つ者でも16年に過ぎない。

これに対し、将来は、一般的に40年程度の加入期間を持つことが見込まれており、その時の年金額は、制度の構造を現行のままとして計算した場合、昭和55年価格(昭和55年財政再計算時点の価格、実際は物価上昇率に応じたスライド率が乗ぜられる。)で、厚生年金保険の単身の場合約15万2,000円、夫婦の場合約16万7,000円となり、国民年金の夫婦の場合約13万4,000円程度となる。

なお、ここでいう40年加入の場合の年金額のように、制度の構造を現行のままとして計算される将来の加入年数の伸びに応じた給付水準を、現行制度の「構造的水準」と呼ぶことがある。この構造的水準の問題と、現実に支給されている年金の水準の問題とをはっきり区別して考えねばならない。つまり、将来の高齢化社会に適合したものであるかどうか問題となるのは、現在、現実に支給されている年金額の水準ではなく、将来発生することとなる「構造的水準」である。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

2 給付水準の見直しの視点

(3) 将来の給付水準(構造的水準)の在り方

年金制度の構造的水準を考える上で重要なのは、年金制度が現役世代から老後世代への所得移転であるとみられる点からも、その給付水準とそれを支える現役世代の所得水準とのバランスであろう。

第3-8表 年金額の構造的水準

第 3－8 表 年金額の構造的水準						
(厚生年金)						
加入年数		20年加入 (240月)	25年加入 (300月)	30年加入 (360月)	35年加入 (420月)	40年加入 (480月)
ケース						
受給年金月額 (平均標準報酬 月額20万円の場合) (円)	夫婦	96,000	116,000	136,500	156,750	166,750
	単身	81,000	101,250	121,500	141,750	151,750
現役の平均賃金 (ボーナスを除く) に対する比率 (%)	夫婦	48.0	58.1	68.3	78.4	83.4
	単身	40.5	50.6	60.8	70.9	75.9

(国民年金)						
拠出年数		20年拠出	25年拠出	30年拠出	35年拠出	40年拠出
ケース						
受給年金月額(単身)(円)		—	42,000	50,400	58,800	67,200

厚生省年金局調べ

(注) 1. 年金額の算定方式

厚生年金

$$(2,050円 \times \text{加入月数}) + (\text{平均標準報酬月額} \times \frac{10}{1,000} \times \text{加入月数})$$

$$+ (\text{配偶者の加給年金額}) = \text{年金額 (年額)}$$

国民年金

$$1,680円 \times \text{拠出月数} = \text{年金額 (年額)}$$

2. 年金額は、昭和55年度制度改正時のものであり、その後昭和56年に7.8%、昭和57年に4.0%の物価スライドが行われている。

3. 現役の平均賃金に対する比率は、現役加入者の平均標準報酬月額20万円(昭和55年3月末)に対する比率を用いた。

厚生年金保険の給付水準を例にとると、現在のままの構造だと40年加入の単身の老齢年金額は、昭和55年価格で15万1,750円となるが、これは、現役世代の平均的な報酬月額である20万円の76%にも達する。老齢年金受給老に配偶者がいれば月額1万5,000円の加給年金額が加わり(16万6,750円,83%),その配偶者が国民年金を受給する等(国民年金は40年加入で昭和55年価格6万7,200円)独自の年金を受けることができる場

合は、世帯としての給付水準は更に高いものとなる。

老後世代は、公的年金給付以外に私的貯蓄等に基づく収入がある一方、将来の現役世代は、税金や現在の構造的水準のままでは35%にも達する厚生年金保険等の保険料の負担もあり、更に、子供の養育に要する費用や住宅取得のための費用の負担もある。

このような状況の下で、仮に、年金給付を受ける老後世代の実質的な所得水準が、年金給付を支える現役世代の実質的な所得水準を上回るか、または同等程度となった場合、現役世代に高い保険料負担を納得してもらうのは、極めて困難であろう。

このように、現役世代とのバランスという点を考慮して、給付水準(構造的水準)と負担を決定することが不可欠である。そのためにも、現役世代が老後世代をどの程度支えることにするのか、どの程度の給付と負担の関係を作るのか、本格的な高齢化社会の到来を前に、国民的合意の形成を図ることが必要であろう。

その際には、かなり以前から高齢化社会を経験しているヨーロッパ諸国の例が、一つの参考となろう。年金の保険料負担について、その限界を示すことは困難であるが、ちなみに、制度の仕組みが我が国の厚生年金保険に類似しており、既に制度が成熟化している西ドイツの例をみると、現在、保険料率は18%(我が国と同様労使折半である。)、厚生年金保険と比較するため、ボーナスを除いた標準報酬ベースに換算すると23%程度となっている。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

3 婦人の年金保障の問題

最近,しばしば婦人の年金権が問題とされるが,婦人の年金保障の問題は,単に婦人に独自の年金権を与えれば解決するという問題ではなく,結局は,年金制度体系,それも公的年金制度体系全体をどう再編成していくにかかわる問題である。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

3 婦人の年金保障の問題

(1) 婦人の年金保障の現状

婦人の年金保障の問題点として、次の3点が論じられている。

第1は、婦人が自分自身の年金権を持つことについてである。具体的に言えば、夫婦世帯で夫が厚生年金保険等の被用者年金制度に加入している場合は、妻も夫の年金保障下にあるということから、家庭にいる妻は必ずしも年金制度に加入する必要はないものとされている。ところが、その必要がたいということで国民年金に任意加入をしなかった妻が、高齢で夫と離婚した場合には、年金権を取得しないかまたは取得したとしても低水準の年金となる可能性が高い。若くして離婚した場合には、その後年金制度に加入し自分自身の年金を獲得することになるが、一方、高齢で離婚した場合は、婚姻期間が老齢年金の資格期間には算入される(「カラ期間」と呼ばれる。)ことから独身時代の保険料を拠出した期間に応じた通算老齢年金は支給されるものの、その拠出した期間は短いため年金額は低くなる。

高齢になってからの離婚は近年増加しつつあるが、それでも昭和56年で人口千人当たり離婚率は1.32、そのうち結婚期間20年以上のものは8.6%である(厚生省統計情報部「人口動態統計」)。このように、夫婦そろって老後をむかえることが一般的であろうが、その場合にも、夫の年金保障の下にあるのではなく、妻自身の「名義」の年金保障であるべきだとの意見も強い。

第2は、夫が死亡した場合の遺族保障である。厚生年金保険等の被用者年金に加入していた夫が死亡した場合遺族年金が支給されることになるが、その水準は原則として、死亡した夫の老齢年金の半分とされている。夫が死亡した場合残された遺族の生活費は必ずしも半分にならないし、子がいる場合には必要な生活費の減少の割合は更に小さくなることから、遺族年金の水準が低いとの指摘がなされてきた。この点に関しては、昭和55年改正で高齢者や子を有する者に係る寡婦加算を大幅に引き上げることにより、遺族年金の改善が図られた。

また、厚生年金保険等の被用者年金が世帯単位という考えに基づき遺族年金について夫の拠出を要件にしているのに対し、国民年金は個人単位という考えに基づき母子年金について妻自身の拠出を要件としている。このため夫が厚生年金保険に加入し、妻が国民年金に加入している世帯では、夫の死亡により厚生年金保険の遺族年金と国民年金の母子年金が支給される一方、逆に夫が国民年金に加入し、妻が厚生年金保険に加入している世帯では、いずれの制度からも年金が支給されないという問題がある。なお、前者の場合に国民年金の母子年金について一定の調整を行う等の工夫が行われている。

第3は、世帯類型による給付のバランスの問題である。これは、単純化して言えば、現在の公的年金制度は世帯単位の給付水準をとる厚生年金保険等の被用者年金と個人単位の給付水準をとる国民年金とが併存している状態にあるため生じている問題である。

厚生年金保険の老齢年金は、単身の水準である基本年金額に妻に対する加給年金額(月額15,000円)が加えられたものとなっている。この場合、基本年金額に夫婦が従来暮らしていた従前の賃金が反映していることを考慮すれば、単に月額1万5,000円の加給年金額だけが妻の老後保障を果たしているのではなく、基本年金額の部分にも妻の保障分が入っていると考えるのが適当である。

このように、厚生年金保険等の被用者年金は、妻が職を持たず家事に専念した場合は、夫の被用者年金でカ

バーするという世帯単位の給付設計となっているが、女性の就業、とりわけ雇用が進行するにつれ、妻自身が被用者年金の適用を受けている場合が著しく増大し、このような被用者年金の前提を覆す状況が生じている。

また、夫が厚生年金保険等の被用者年金に加入し、妻が国民年金に任意加入している場合も、世帯単位の厚生年金保険に更に個人単位の国民年金の給付が行われることになる。

ここで問題となるのは、被用者の無業の妻が国民年金に任意加入できることとされていることである。これは、国民年金発足により国民皆年金が実現した中で、被用者の妻が、離婚すれば年金を受けられない等被用者年金制度の仕組みの上で必ずしも十分保障されていない点を補っている面がある。また、その背景には、当時厚生年金保険等の水準が十分でなかったという事情もあったものである。しかし、妻が国民年金に任意加入した場合としない場合で、世帯としての老後保障の大きさは著しく異なることになるが、この差は、今後国民年金の加入年数が伸び年金額が増えるにつれ大きなものとなっていく。年金制度が、自らの支払った保険料を、老後、年金として受けとるというものではなく、現役世代によって支えられていることを考慮すると、こうした格差が著しく大きくなることは適当ではない。また、世代と世代との扶養を強制加入という方式を通じて社会化したものが公的年金制度であることから、その制度への加入・脱退を個人の任意にゆだねること自体が適当でないという意見もある。

以上みてきたように、婦人の年金保障は、単に婦人に自分自身の年金権を与えるという問題ではなく、単身と夫婦の水準分化や国民年金の任意加入制度の扱い等、我が国公的年金制度全般の制度体系に係る問題である。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

3 婦人の年金保障の問題

(2) 婦人の年金保障の在り方

婦人の年金保障に関する問題は、公的年金制度全般に係るものであり、その解決も容易ではないが、解決の方向として、大きく二つの方向が考えられる。

第1は、被用者の妻を国民年金に強制加入することにより、公的年金制度を個人単位の方で再編成することである。これにより、婦人も必ずいずれかの年金制度に加入することになり、結果として、自分自身の年金を受けることになる。しかし、この場合、被用者の妻のように自分自身に所得のない者を国民年金に加入させた場合に、保険料の負担、徴収免除の在り方にどのような影響を与えるか、長期的に国民年金財政を困難にする要素にならないかという問題がある。また、現在は世帯単位となっている被用者年金の水準体系について、基本的な見直しを行い、夫婦世帯と単身世帯の適正な水準分化を図る必要がある。

第2は、国民年金の任意加入制度を廃止し、被用者の無業の妻は年金制度の適用から除外し、夫の被用者年金の中で妻に対し確実に十分な保障を行うというものであり、世帯単位の方で公的年金制度の再編成を図るものである。しかし、この考え方には、これまで任意加入してきた者をどう取り扱うか、いまや国民年金の加入者の4分の1程度までを占めるに至った被用者の妻が脱退した場合国民年金財政にどのような影響を与えるか等の問題があり、すでに対象者の7割程度が国民年金に任意加入しているという現実を考慮して検討する必要がある。また、世帯単位の方で公的年金制度を再編成した場合、夫婦とも被用者年金に加入した場合の給付の調整の在り方や結婚して被用者の無業の妻となった者の結婚以前の年金制度加入期間をどう取り扱うかという問題についても考慮する必要がある。

いずれにせよ、婦人の年金保障の在り方については、年金制度の体系そのものや給付水準にかかわってくる大きな問題である。外国の例をみても、婦人の年金保障の問題については、それぞれの国がそれまで作り上げてきた年金制度の枠組の中で、工夫、検討を重ねてきている。我が国は、世帯単位の制度と個人単位の制度が併存し、任意性に基づく加入制度も存在するという独特な年金体系を築いてきた。離婚の増大や婦人の職場進出といった社会情勢の変動も踏まえ、婦人の年金の問題をどう解決していくかが我が国年金制度の大きな課題の一つである。

なお、厚生年金保険においては、老齢年金の支給開始年齢、保険料率について、女性が優遇されている。しかし、女性は平均寿命が長いこと、年金受給期間も長く、また、女性の場合相対的に低い賃金で中高年齢から短期間働き、相対的に手厚い老齢年金を受給するケースも多い。婦人の年金保障を考える際には、一方で、これらの点も考慮し、男女差の合理性についての検討を行うことも必要であろう。

第3-9表 婦人の年金保障

第3-9表 婦人の年金保障 (国際比較)

(1980年現在)

国名	制度名	妻に対する適用		夫の年金に対する 配偶者加算等	離婚した場合の年金 保障
		無業の妻	被用者である妻		
西ドイツ	労働者年金、職員年金	(1972年より) 任意加入 (報酬等級は任意) (選択で保険料は全額自己負担)	当然加入	なし	本人が年金制度に加入していない限り、支給なし。 ただし離婚の際に年金権を分与することができる。
フランス	一般制度	(1975年より) (1) 家族手当を受給している被用者の妻は強制加入 (家族手当金庫が費用負担) (2) (1)以外の有子の妻は任意加入できる。	当然加入	配偶者扶養加算 (65歳以上又は障害の状態にある60歳以上の妻に加算される。)	本人が年金制度に加入していない限り、支給なし。
スウェーデン	基礎年金	当然加入 (基礎年金は全スウェーデン国民を対象としている。)		配偶者補足給付 一定所得以下の場合で60歳を超えかつ年金受給者でなく、婚姻期間5年以上である妻を有する者に対して配偶者補足給付がある。	(離婚した妻に対する特別扱いはない) 単身者としての老齢年金が支給される。
	付加年金	適用なし	当然加入	なし	なし
イギリス	国民保険	任意加入 (16歳以上の全居住者が定額年金の適用を受けるが、無業の妻のみ任意加入となる。)	当然加入 ただし本人の選択により定額拠出の義務を免れることができる	拠出しない場合であっても一定の要件を満たしていれば夫の拠出に基づく自己の退職年金を受給できる。	離婚した婦人が年金制度に加入しており、60歳に達するまで再婚しなかった場合には、前夫の拠出に基づく年金と自分自身の年金のどちらかを選択できる。
アメリカ	OASDI (老齢遺族障害保険)	適用なし	当然加入	被扶養者給付 夫の年金への加算がない代りに被扶養者1人1人が自己の年金として受給できる制度がある。	婚姻期間が10年以上の場合には、62歳から前夫の老齢年金の50%が支給される。

厚生省年金局調べ

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

4 雇用と年金の有機的連携

年金制度が,老齢による稼得能力の喪失を補填するもの,具体的に言えば,職業生活からの引退により収入の途が途絶えた者の老後生活を保障するものである以上,雇用と年金との有機的な連携が図られることが望ましい。

また,雇用と年金の問題について考える際には,広く高齢化社会の中で国民経済がどう対応していくかという視点も必要であろう。

ここでは,このような観点から,厚生年金保険の老齢年金の支給開始年齢の問題と在職老齢年金の問題について考えてみることにする。

本編

第3章 生活を支える年金保障
第3節 年金制度による老後保障の課題
4 雇用と年金の有機的連携
(1) 支給開始年齢

支給開始年齢の問題は、年金制度として何歳以上の者を高齢者とみて老後保障の対象とするかという問題である。これは、平均余命や高齢者雇用の状況とも関係し、また、個々人の生活設計に影響を与えるとともに、給付と負担の問題という形で年金財政にも影響を与える。

現在、厚生年金保険の支給開始年齢は、男子60歳、女子55歳となっているが、国民年金は原則として65歳であり、また、共済組合は現在長期的、段階的に55歳から60歳に引き上げつつある。また、諸外国の例を見ると原則的に65歳となっている。

第3-10表 支給開始年齢

第3-10表 支給開始年齢（国際比較） (1980年現在)					
	西ドイツ	フランス	スウェーデン	イギリス	アメリカ
制度名	職員年金 労働者年金	一般制度	国民保険	国民保険	OASDI (老齢遺族障害保険)
支給開始年齢	65歳	60歳	65歳	65歳 (女子60歳)	65歳

厚生省年金局調べ

現在、民間企業における定年年齢は、次第に延長が図られてきており、また、定年後の再就職等もあるので、厚生年金保険において、実際に老齢年金を受けはじめる年齢は男子で62歳程度となっている。将来の本格的な高齢化社会においては、生産に従事し社会を支える年齢層が相対的に減少するため国民経済上の観点からも、また、高齢者の生きがいや福祉といった観点からも、働く意志をもつ高齢者には、その能力を発揮できる就業の場を確保することが望まれる。

人口高齢化とは、生産年齢人口に対し高齢人口が相対的に増大することを意味するが、これは、生産活動に従事する現役世代があまり増加しない一方、これらの世代の生み出す所得によって扶養される老後世代が急増することに他ならない。

このような状況下で、我が国の経済が順調に発展していくためには、現在は扶養される老後世代となっている年齢の人々が、生産に従事する現役世代となることが有効であり、かつ、現実的なひとつの方向であると考えられる。年金の支給開始年齢の問題は、このような高齢化社会の中の経済情勢、雇用情勢の下で、高齢者の所得保障を雇用と年金でどのように果たしていくかという問題に他ならないと言える。

支給開始年齢の問題については、将来の高齢化社会における制度の在り方を考慮し、長期的な経済情勢や雇用との有機的関連に配慮する必要がある。また、個々人の生活設計に大きく影響を及ぼすものであり、長期的、段階的な対応が必要であることから、今後とも長期的な視点に立った検討を行っていくことが必要で

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

4 雇用と年金の有機的連携

(2) 在職老齢年金

年金制度は、年をとって退職し、収入が途絶えた者に対して、その者の老後保障を行うことを目的とすることから、厚生年金保険の老齢年金は、原則として退職していることをその支給の要件としている。しかし、例外的に、在職中でも、60歳から64歳までの者で報酬が低い場合には、その者の報酬に応じて一定割合減額された老齢年金が支給され、また、65歳以上の高年齢者については、報酬に応じ8割又は10割の老齢年金が支給されることとなっている。これが、いわゆる在職老齢年金である。在職老齢年金については、先に述べた老齢年金の本来の趣旨に反し、年金と賃金の両方を受けとることにより、その年金を支えている現役世代とのバランスを失することになっているという意見もある。また、一方、在職すれば年金の支給額が低下することとなるため、高齢者の就労意欲を抑えているという意見がある。

在職老齢年金の問題については、現行制度がこのような問題を持っていることを踏まえつつ、雇用と年金の合理的な関係を実現するという観点に立って考えていくことが必要である。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

5 年金制度の一元化

今後の年金制度の在り方としては,窮極的には制度を一元化することが望ましく,将来の一元化を展望しながら,制度間の不均衡の是正等,前提条件の整備に努めていく必要がある。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

5 年金制度の一元化

(1) 制度分立に伴う問題点現行公的年金制度については,制度の分立に伴い,以下のような問題が生じているとの指摘がなされている。

- 1) 分立する制度ごとに給付設計,費用負担が行われているために,結果的に制度間の不均衡が生じているが,社会連帯を基盤とする年金制度にとって,格差論議が生じること自体,制度への信頼感を損なうものとなっている。
 - 2) 分立している制度のなかでは,就業構造,産業構造の変化などの影響を受けて,財政基盤の不安定化を招くおそれがある。
 - 3) 分立している各制度ごとに給付設計が行われ,異なる制度から支給される年金給付は原則として併給することとされているため,結果的に,個人又は世帯で複数の年金を受給し,過剰給付となっているケースがある。
 - 4) 職域を変えるごとに加入する年金制度も変わることとなり,この結果,年金の受給手続が煩雑になるとともに,保険者にとってもそれぞれの制度で記録の管理・保存,給付裁定,執行を行うこととなり,業務処理の効率化,サービスの向上という点で問題がある。
-

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

5 年金制度の一元化

(2) 制度一元化とその前提条件の整備

以上のような指摘をふまえ、今後の年金制度の在り方を考えると、窮極的には、制度を一元化することが望ましいと思われるが、現行各制度は、それぞれ目的、沿革、財政状況が異なっており、一元化までには、なお検討すべき問題が多い。

第1に、各制度がもつそれぞれの趣旨、目的等の違いをどのように整理するかである。例えば、共済組合制度は、厚生年金保険に比べ、公務員制度の一環であり職域年金的という性格も有しており、また、国民年金は対象が非被用者であるという特性を反映して作られてきている。このように趣旨、目的が異なる各制度を一元化するためには、公的年金制度として一元化できる部分を仕分し、その部分の給付設計の同一化を行う必要がある。

第2に、高齢化社会が進行する中で、年金制度の安定的な運営がなされるためには、制度の一元化だけでは本質的な解決は図られないということである。確かに、年金制度を一元化し、財政基盤の安定化を図ることも重要である。しかし、我が国全体の人口の高齢化が進むことから、各制度が給付と負担のバランスを適正化していないままに一元化したところで、今後の更に本格化する高齢化社会に対する、適切な対応を図ることはできない。したがって、年金制度の一元化に際しては、先に述べたような、給付と負担の適正なバランスが必要である。

第3に、現に各制度に加入している者、各制度から年金を受給している者に対して、急激な変更をもたらさないような円滑な一元化への移行をしなければならないということである。本章の冒頭でみたとおり、各年金制度はいずれも長い歴史、沿革を有し、それぞれの制度の加入者は、将来の年金給付を老後の生活設計に組み込み、また、現に約1,600万人の人々が各制度から年金を受けて生活を営んでいる。このような状況を考慮すれば、現行制度からの円滑な移行を果たすことが必要である。

以上のような、いくつかの問題については、将来の一元化を展望しながら、制度を通じ横断的に検討を加え、制度間の不均衡の是正など前提条件の整備に努めていくことが必要である。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

6 進む年金業務の改善

年金受給者,加入者(被保険者)は増大してきており,これに伴う事務量も増加している。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

6 進む年金業務の改善

(1) オンライン化計画

厚生年金保険、船員保険及び国民年金に関する被保険者の適用、年金の裁定、支払、相談等の年金業務は、地方の社会保険事務所と中央の社会保険庁が一体となって行っている。

社会保険庁においては、現在、膨大な業務を迅速、的確に処理するために、大型電子計算機組織を導入し、裁定処理所要期間の短縮等、業務の効率化を図っているが、被保険者、年金受給者数の増加に伴い、被保険者記録の管理、裁定、支払等の業務量は、今後急激に増加するものと見込まれている。また、各地の社会保険事務所においても、年金裁定請求書等の審査、被保険者記録の中央への進達、相談等の業務量が増加を続けている。

社会保険庁では、このような急増する業務量に対処するとともに、行政サービスの向上を図るため、オンラインシステムを基軸とした新しい事務処理方式に関する計画(オンライン化計画)を策定し、昭和54年度から新しい業務処理体制づくりを進めてきた。

まず、昭和54年度からの3力年で中央の社会保険庁と全国の社会保険事務所を通信回線で接続し、社会保険事務所の年金相談業務及び厚生年金保険、健康保険の保険料徴収業務のオンライン化を行った。これにより、全国どこの社会保険事務所においても、社会保険庁で管理している記録を利用したきめ細かな年金相談が可能となり、行政サービスの飛躍的な向上とともに、厚生年金保険の保険料徴収業務の迅速化が図られた。

また、昭和58年度から、残りのすべての社会保険業務(適用業務、給付業務等)についても引き続きオンライン化を進めることとしている。これが完成すれば、年金の裁定期間が大幅に短縮されることとなる。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

6 進む年金業務の改善

(2) 業務処理体制の一元化

業務処理体制については、昭和54年の年金制度基本構想懇談会の報告(「わが国年金制度の改革の方向」)においても、長期的な課題として、各制度を通じ、記録、裁定、支払い等を将来一元的に処理しうる機構を整備することとの提言がなされ、最近においても、臨時行政調査会(第2次)が年金業務処理を社会保険庁に一元化すべき旨の答申を行っている。

また、政府の行政改革大綱においても、この問題については、年金制度の改革の動向を踏まえつつ、記録の統一的管理、通算年金の支払窓口の一本化等から着手することとされている。

この年金業務処理体制の一元化の問題については、解決すべき問題がいろいろあるが、業務処理の効率化と受給者サービスの向上等の観点から、その実現は今後の重要な課題である。

社会保険事務所の年金相談風景



社会保険事務所の年金相談風景 オンライン化により、年金の受給が近づいた
方には、自分の年金額がすぐわかるようになった。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

7 国際化時代への対応

我が国の国民皆年金体制が確立した昭和30年代に比べ、現在は、企業の海外進出等、社会の国際化が進展しており、年金制度もこのような国際化時代に対応する必要性が生じている。

これについては、これまで適用を日本国民に限定してきた国民年金制度が、難民条約等の加入に際して、昭和57年1月から、国民年金法上の国籍要件を撤廃し、広く外国人一般に年金制度加入の途を開き、また、日米間の年金通算に関しても、厚生省と米国社会保障庁との当局者間協議を進める等国際化時代への対応が進んでいる。

国際化時代を迎え、国際間での人的交流が活発になるにつれ、国外における年金制度の加入期間の取扱い、年金制度の適用の調整をどのように行うかが問題となっている。

これらの問題を解決する一つの方法として、年金の通算に関する協定の締結が考えられるが、これは、資格期間の通算を行い、受給権を確保することと、年金制度の適用関係を調整して二重適用等が生じないようにすることを目的とするものである。

しかし、各国の年金制度は受給要件、財政方式等様々の面にわたって異なっており、また、中には国民皆年金の我が国と異なり、外国の年金制度では適用の対象とたらずなかつたり、そもそも年金制度が存在しない場合もある。

したがって、日米間における年金通算に関する協定の具体的内容も含め、国際化時代に対応した年金制度となるよう、十分検討していく必要がある。

また、社会保障が未だ整備されていない諸外国に対して、我が国の持つ年金に関する技術、経験、知識等を提供することも、国際親善、国際協力の上からみて有意義であろう。ちなみに、本年9月、我が国で行われた国際社会保障協会(ISSA)のアジア・オセアニア地域会議においても、我が国の社会保障に対して高い関心が寄せられた。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

8 企業年金の現状と課題

老後の総合的な所得保障を考えていく上で,企業年金は,公的年金を補足しつつ,より個別的ニーズに対応するものとして,今後より一層の発展が期待されており,近年企業年金に対する関心も高まっている。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

8 企業年金の現状と課題

(1) 企業年金の現状

企業年金の形態には、現在、厚生年金基金、適格退職年金及び自社年金の三つがある。

厚生年金基金は、厚生年金保険の老齢年金や通算老齢年金の報酬比例部分の一部を代行するとともに、それを上回る年金給付を行うものである。この点で、厚生年金基金は、公的性格と私的性格を併せ有しているという特徴がある。

適格退職年金は、企業外で資金を保全する等の一定の要件を満たす場合の年金制度である。自社年金は、社内福利制度の一環として発生してきたものであり、今日では比較的多くの大企業においては、給付原資を社内に留保する方式がとられている。

現在、我が国においては、厚生年金基金と適格退職年金については、大企業で6割、中小企業でも既に3分の1が実施し、適用を受けている被用者の数は約1,100万人とみられている。

従来、我が国の企業年金は、本格的な老後保障としてよりも、退職金の原資を確保する仕組みとして機能してきたという側面が強かったが、公的年金の普及を通じて年金意識が定着し、堅実な生涯の生活設計への関心が高まっており、従来のような一時金選択から、次第に老後の定期的収入としての年金志向が強まるものとみられる。

本編

第3章 生活を支える年金保障

第3節 年金制度による老後保障の課題

8 企業年金の現状と課題

(2) 企業年金の課題

公的年金は、被用者等国民一般を対象とする一般的な所得保障制度であることから、その給付も画一的、平均的なものであり、また、給付水準も老後生活の基本的な部分に対応することになる。

これに対し、企業年金は、個別の職域の特色を生かし、それぞれの賃金、雇用の実態に応じて、勤労者の退職後の個別ニーズを満たす年金給付が可能である。

企業年金については、公的年金に加えて、このような各企業の特質に応じた年金給付を上積みすることにより、各人の従前所得に応じた、より豊かな老後生活を支える役割を果たすことが期待される。

また、企業年金は本来は終身給付で行うことが望ましい。これと併せて、定年直後の期間に重点的な給付を行うことにより、就労から年金生活へのなだらかな引退に資するいわゆる「つなぎ機能」も、企業年金の果たす役割として、今後とも重要なものであると思われる。

企業年金は、その制度の歴史の古い欧米諸国においては、公的年金とともに老後保障にとってなくてはならない存在となっており、また、それぞれ独自の工夫がなされている。我が国においても、民間の創意と工夫を生かしつつ、国としても諸般の施策・制度等を通じ、その普及と育成を図ることにより、企業年金が公的年金を補足する形で、勤労者の老後保障の一環として定着していくことが望まれる。
